

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 福島県選挙管理委員会  
福島県知事選挙を行う件 一
- 福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を  
選任した件 一
- 福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を  
選任した件 一
- 福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の  
届出を受理する場所を定めた件 一
- 福島県知事選挙における諸届出を受理する場所を定めた件 一
- 福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件 一
- 福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を  
定めるくじを行う日時及び場所を定めた件 二
- 福島県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日  
時及び場所を定めた件 二
- 福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示すること  
ができる日を定めた件 二
- 福島市選挙区、白河市西白河郡選挙区、喜多方市耶麻郡選挙区、田  
村市田村郡選挙区及び伊達市伊達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙  
を行うべき事由が生じた件 二

## 福島県選挙管理委員会

### 福島県選挙管理委員会告示第七十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十三条第一項の規定に基づく福島県知事選挙を次のとおり行う。

平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙の期日 平成三十年十月二十八日

### 福島県選挙管理委員会告示第七十九号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 選挙長

福島市渡利字平内町五十四番地の二 遠藤 俊博

#### 二 選挙長の職務を代理すべき者

福島市野田町字上沼田三番地の八 島田 淳

### 福島県選挙管理委員会告示第八十号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 選挙長の事務を取り扱う場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

#### 二 立候補の届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎五階正庁

### 福島県選挙管理委員会告示第八十一号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。

平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

#### 一 届出の種類

1 選挙事務所の設置及び異動の届出

2 出納責任者の選任及び異動の届出

3 報酬の支給を受けることができる者の届出

#### 二 届出を受理する場所

福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第八十二号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における選挙会の場所及び日時を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条第一項の規定により、次のとおり定めた。  
平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

- 一 場所 福島市中町八番二号 自治会館三階三〇一会議室
- 二 日時 平成三十年十月三十一日午前十一時

福島県選挙管理委員会告示第八十三号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における各候補者の政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。  
平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 平成三十年十月十一日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第八十四号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百六十九条第六項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めた。  
平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

- 一 日時 平成三十年十月十二日午後六時
- 二 場所 福島市杉妻町二番十六号 福島県庁本庁舎二階選挙管理委員会事務室

福島県選挙管理委員会告示第八十五号

平成三十年十月二十八日執行の福島県知事選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第五項の規定により、次のとおり定めた。  
平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

掲示開始日 平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会告示第八十六号

次のとおり福島市選挙区、白河市西白河郡選挙区、喜多方市耶麻郡選挙区、田村市田

村郡選挙区及び伊達市伊達郡選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の五第四項第六号の規定により、告示する。  
平成三十年十月十一日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

事	由
一 福島県議会議員佐藤金正が平成二十九年二月四日辞職したこと。	公職選挙法第一一条第一項の規定による通知を受けた日 平成二十九年二月四日
二 福島県議会議員本田仁一が平成二十九年二月四日辞職したこと。	平成二十九年二月四日
三 福島県議会議員桜田葉子が平成二十九年八月二日辞職したこと。	平成二十九年八月二日
四 福島県議会議員遠藤忠一が平成二十九年二月五日辞職したこと。	平成二十九年二月六日
五 福島県議会議員三村博昭が平成三〇年五月八日死亡したこと。	平成三〇年五月二二日
六 平成三〇年一月二八日福島県知事選挙が行われるため、公職選挙法第一一三条第三項第三号の規定に該当したこと。	